

GX地域共創補助金2026

（令和8年度 脱炭素電源地域貢献型投資促進事業）

概要説明資料

Ver1.2

令和 8 年6月

GX地域共創補助金事務局

はじめに

- 本資料は「令和8年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業」について、その概要をご説明するものです。
- 現在検討中の内容も含まれるため、今後、必要に応じて資料の改訂を行う可能性があります。
- ご不明点等については、以下より事務局までお問合せください。

GX地域共創補助金事務局 問合せフォーム

<https://r8.gx-area-hojo.jp/QuestionForm/>

1. 本事業の概要
2. 補助対象事業の要件
3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）
4. その他

1. 本事業の概要

2. 補助対象事業の要件

3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）

4. その他

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

国庫債務負担行為含め総額 **2,100億円**

令和8年度予算400億円（新規）

事業の内容

事業目的

グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大。また、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題になっている。

本事業では、電力需要家による脱炭素電力の活用及び脱炭素電源立地自治体への貢献を条件に、需要家がGX関連投資をする際のCAPEX支援を行うことにより、脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大の同時実現を目指す。

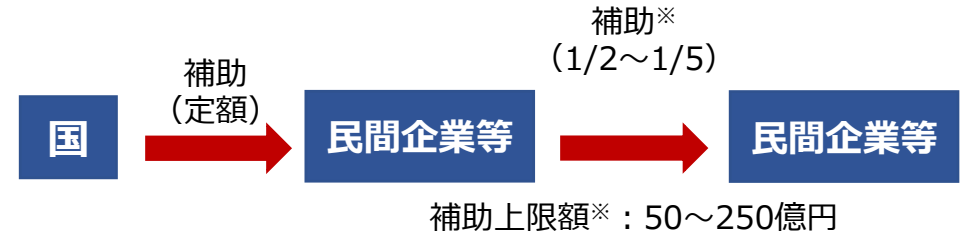
事業概要

脱炭素電源の立地地域に企業立地し、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う場合に、当該企業立地に係る設備投資に対する支援を実施。

また、脱炭素電源立地地域への企業立地に加え、地域共生基金や企業版ふるさと納税等を通じて、遠隔地から脱炭素電源立地地域に貢献する企業についても、一定程度の支援を実施。

なお、脱炭素電源の供給増という最終的な目的を踏まえ、新設・再稼働電源等の活用による電力供給の増加見込みや、発電事業者による電源投資を促進するような電力供給契約（PPA）の有無も踏まえて支援強度を決定。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率／補助上限額は、以下（A）～（C）の価値に応じて決定する
 （A）使用する脱炭素電源の立地地域への貢献度合い（企業立地等）
 （B）使用する脱炭素電源との紐づき（PPA等）
 （C）使用する脱炭素電源の種類（新設・再稼働電源等）

成果目標

令和8年度から12年度の事業であり、中期的には脱炭素電源立地自治体への企業立地及びPPAなど脱炭素電源を需要家が支える事例の創出、長期的には脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大を目指す。

GX2040ビジョンの概要（2025年2月 閣議決定）

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

「GX戦略地域制度」と脱炭素電源地域貢献型の位置づけ

第16回GX実行会議
資料3（令和7年12月22日）を一部編集

「GX戦略地域制度」の創設

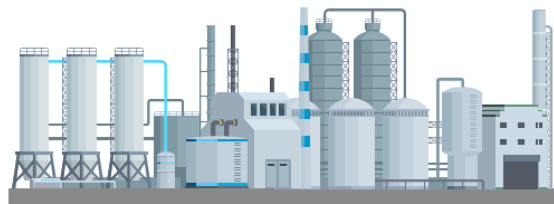
- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- ①～③類型では、自治体及び企業が計画を策定し、参画した上で、国が地域を選定し、支援と規制・制度改革（国家戦略特区制度とも連携）を一体的に措置する。④類型では、脱炭素電源を活用する事業者支援を行う。

「GX戦略地域制度」の類型

地域選定

① コンビナート等再生型

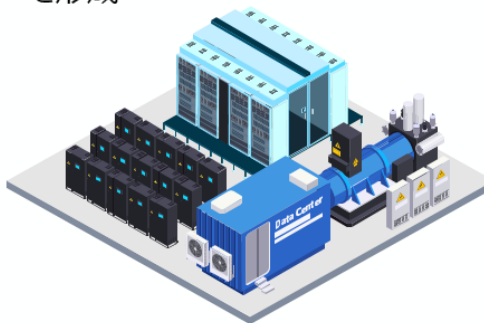
コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成



地域選定

② データセンター集積型

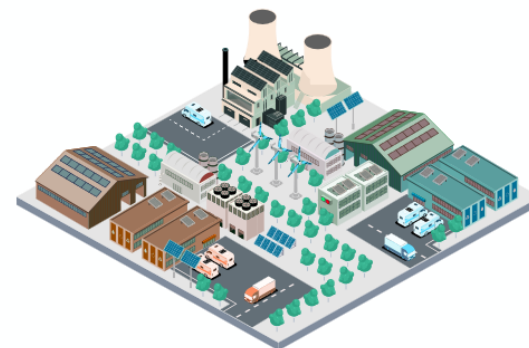
電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成



地域選定

③ 脱炭素電源活用型 (GX産業団地)

脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成



事業者選定

④ 脱炭素電源地域貢献型

(脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し)

脱炭素電源を活用し付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用する電源の立地地域に貢献する事業者
に対して設備投資の支援を実施する（補助率：最大1/2）。

- 支援事業者

一定規模以上の設備投資※を行い、産業要件＆脱炭素電源要件を満たす大企業～中小企業
※高付加価値な製品を製造する企業／DC事業者
支援対象となる投資額が10億円以上（大企業の場合は20億円以上）の事業者
- 支援対象

建物費（土地代は除く）、機械装置費等 ※DCの場合、DC建物、冷却設備、受電設備等 （一部高性能なサーバー類を除く）
- 産業要件

（Ⅰ）対象分野の成長性／重要性、（Ⅱ）対象事業の競争力、（Ⅲ）支援の必要性等を総合的に評価
- 脱炭素要件

需要電力に対して、その全量を脱炭素電力とし、かつ需要電力の50%以上は同一都道府県から調達することを前提としつつ、以下の3つの観点から支援の強度（補助率／補助上限額）を決定
A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い（50%以上調達する都道府県に企業立地／その他に企業立地し、企業版ふるさと納税等で貢献）
B) 電源との紐づき
（自家発電・コーポレートPPA（CPPA）により同一都道府県から50%以上調達／脱炭素電力メニュー含めて同一都道府県から50%以上調達）
C) 電源の種類（新設・再稼働電源により同一都道府県から50%以上調達／既設電源含めて同一都道府県から50%以上調達）

No	企業の立地場所	電源との紐づき	電源の種類	補助率		補助金額の 上限
				製造設備投資型	DC設備投資型	
1	需要電力の50%以上を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%以上を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで 需要電力の50%以上を同一都道府県から調達	50%（33%）	50%（33%）	250億円
2	需要電力の50%以上を調達する都道府県に企業が立地	需要電力の50%以上を自家発電・CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて 需要電力の50%以上を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	40%（25%）	40%（25%）	250億円
3	需要電力の50%以上を調達する都道府県に企業が立地	脱炭素電力メニュー含めて、需要電力の50%以上を同一都道府県から調達	新設・再稼働・既設を問わず 需要電力の50%以上を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	40%（25%）	30%（20%）	100億円
4	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%以上を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%以上をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで 需要電力の50%以上を同一都道府県から調達	40%（25%）	対象外	50億円
5	企業版ふるさと納税や地域共生基金等により需要電力の50%以上を調達する都道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%以上をCPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて 需要電力の50%以上を同一都道府県（脱炭素電力供給地域に限る）から調達	30%（20%）	対象外	50億円

補助対象者の要件、事業の要件、審査項目等について

検討中

本事業では、製造設備投資とデータセンター設備投資で類型を分け、
類型毎に補助対象者の要件、事業の要件、審査項目等を設ける方針で現在検討中。

			I . 製造設備投資型	II . データセンター設備投資型
補助対象者の要件			P11	P17
事業の要件	事業要件		P12	P18
	脱炭素要件	電力要件	P12,13	P18,19
		立地要件	P12,14	P18,20
	審査項目		P15	P21

1. 本事業の概要

2. 補助対象事業の要件

I. 製造設備投資型

II. データセンター設備投資型

III. 参考資料

3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）

4. その他

補助金における一般的な内容に加えて、温室効果ガス排出削減のための取組を実施している必要がある。
(詳細については、現在検討中。)

- 令和9年度以降、GXフューチャー・コンソーシアムに入会し、自社としての排出目標及びコミットメントの報告を行うGXフューチャー・リーグ会員（GXフューチャー・リーグ会員規程第3条第1項に定める期限付のリーグ会員又は第4条第2条に定める期限の定めのないGXフューチャー・リーグ会員をいう。）となること。ただし、中堅企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができる。
- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。
 - 一 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - 二 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - 三 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - 四 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - 五 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - 六 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - 七 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - 八 （一）から（七）までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

○大企業：常時使用する従業員の数が2,000人超の事業者を指す

○みなし大企業：以下（ア）～（オ）のいずれかに該当する者。 ※本事業においては大企業として扱う。

（ア）発行済株式の総数又は出資額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人

（イ）発行済株式の総数又は出資額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人

（ウ）大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

（エ）発行済株式の総数又は出資額の総額が（ア）～（ウ）に該当する法人の所有に属している法人

（オ）（ア）～（ウ）に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

○中堅企業：常時使用する従業員の数が2,000人以下であって中小企業を除く法人

○中小企業：「中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人以下の法人」。

事業要件と脱炭素要件（電力要件・立地要件）をすべて満たす必要がある。

補助対象事業の要件

要件の内容

事業要件

以下の**すべて**を満たす計画を有すること。

- ① 高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業であること。
- ② 製造設備の中でも、当該製品を製造するに当たって中核となる設備に対する設備投資が含まれること。

脱炭素要件

電力要件

以下の**すべて**を満たす計画を有すること。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。
ただし、以下に留意すること。
 - a. 立地要件②の通り、電源立地都道府県は間接補助事業の事業実施場所が立地する都道府県である必要はない。
 - b. 既設電源を含む自家発電・CPPAにより電力要件②を充足する場合、または新設・再稼働・既設を問わず脱炭素電力メニュー含めて電力要件②を充足する場合、電源立地都道府県は脱炭素電力供給地域に限る。

立地要件

以下の**いずれか**を満たす計画を有すること。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。
- ② ①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により電源立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること。

事業実施場所において通年で使用する電力の全量を脱炭素電力とすること、及びその電力の50%以上を同一都道府県から調達することを要件とする。

電力要件

以下の**すべて**を満たす計画を有すること。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。ただし、以下に留意すること。
 - a. 立地要件②の通り、電源立地都道府県は間接補助事業の事業実施場所が立地する都道府県である必要はない。
 - b. 既設電源を含む自家発電・CPPAにより電力要件②を充足する場合、または新設・再稼働・既設を問わず脱炭素電力メニュー含めて電力要件②を充足する場合、電源立地都道府県は脱炭素電力供給地域に限る。

注意事項

- 事業実施場所において想定する電力使用量については、その計算方法等について合理的説明ができることを前提とし、間接補助事業完了後3年間、事業実施場所における脱炭素電力の利用実績を確認する（4年目以降は国等から確認を行う予定）。この結果、外的要因などの特段の理由がなく、電力要件①、②及び立地要件①、②が未達の場合は、国等との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。
- 脱炭素電源として取扱う電源種については、参考資料「脱炭素電源と取り扱う電源種等」参照すること。
- 電力要件②については、電源との紐づき（自家発・CPPAのみで実現／脱炭素電力メニュー含めて実現）、電源の種類（新設・再稼働電源のみで実現／既設電源も含めて実現）を考慮し、支援強度（補助率と補助上限）を決定する。
※本事業においてはR8年度以降、かつ平成25年7月の新規制基準導入後、初めて営業運転開始する既設原子力発電を再稼働電源という。

電源の種類	● 新設・再稼働電源でない既設電源を使用する場合、使用する脱炭素電源の立地都道府県は脱炭素電力供給地域に限る。新設・再稼働電源に該当する電源種については、参考資料「脱炭素電源と取り扱う電源種等」（P23,24）を参照すること。 また、脱炭素電力供給地域については、参考資料「脱炭素電力供給地域」（P25）を参照すること。
電源との紐づき	● CPPAの場合、利用する電源の投資回収の予見性を高めることを目的として、利用する電源と一定期間以上の契約を行うことを求める。また、脱炭素小売メニューの場合も、脱炭素電力を一定期間以上調達することを求める。詳細は、参考資料「電源との契約期間」（P26）を参照すること。

事業の要件 | 立地要件について

製造設備投資型

DC設備投資型

検討中

設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること、もしくは、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により使用する脱炭素電源の立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施することを要件とする。

立地要件

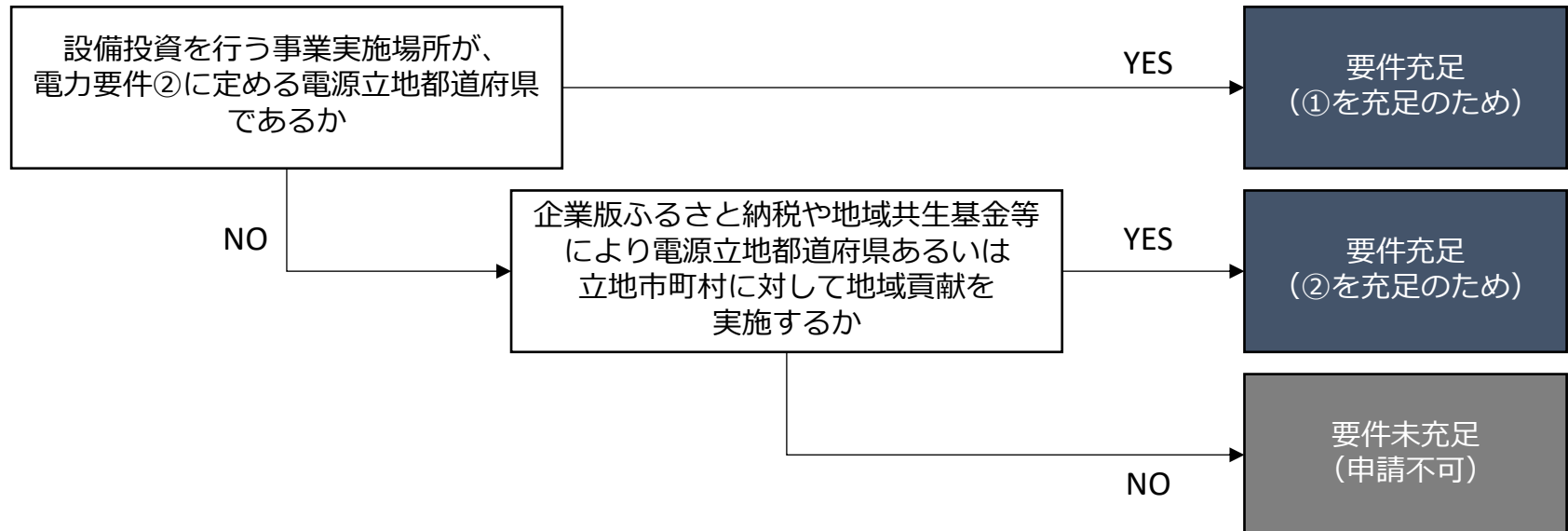
以下のいずれかを満たす計画を有すること。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。
- ② ①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により電源立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること。

注意事項

- 要件②について、貢献額は消費電力量×3円/kwh×3年又は補助額の5%のいずれか低い額を目安とする。具体的な貢献内容、納付額及び納付時期等については、活用する電源の立地自治体と合意が出来ていれば種類は問わないものとする。
- 要件②について、貢献先自治体は都道府県若しくは市町村のどちらも可とする。

立地要件充足の判断フロー



審査の考え方について

製造設備投資型

DC設備投資型

検討中

大分類	#	審査の観点	評価の考え方（例） ※現時点案							
間接補助事業の実施内容に関する審査	①	対象分野の成長性／重要性	- 間接補助事業について、成長性や技術・事業革新性が見込まれる場合、高評価とする。 - 間接補助事業が間接補助事業者の経営計画に、重要な位置づけである場合、高評価とする。 - 間接補助事業が日本成長戦略会議における17の戦略分野に該当する場合、高評価とする。							
	②	間接補助事業の競争力	- AI・ロボット等の活用により、生産性を向上させている場合、高評価とする。 - 製造する製品のオフテイク確保の蓋然性が高いことに加え、オフテイクに環境価値を訴求することで、環境価値の価格転嫁が可能な場合は、高評価とする。 - 利用する原材料の安定確保について目途がある場合、高評価とする。							
	③	公的支援の必要性	民間ビジネスではリスクが高く投資判断に踏み切れないなど、補助金による資金調達が必須であること							
	④	排出削減への貢献	Scope2での削減（脱炭素電力の調達）に留まらず、更なる排出削減の実現が見込まれるか。							
	⑤	間接補助事業による経済効果	- 電源立地地域での雇用創出等の経済効果が期待される場合は、高評価とする。 - 国内のサプライチェーン強靱化への寄与が期待される場合は、高評価とする。							
	⑥	補助事業の実現可能性	スケジュール、体制、財務面等を踏まえ、実現可能性が高いと判断される場合は、高評価とする。							
脱炭素電力の利用計画に関する審査	⑦	電源立地都道府県への貢献計画	- 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県である場合（立地要件①を満たす場合）、高評価とする。また、立地要件①を満たしたうえで、事業実施場所及び電源立地都道府県において、消費電力量に対する脱炭素電源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物、原子力）による発電電力量の割合が高いほど、高評価とする。 - 電源立地都道府県からの電力調達量が多いほど、高評価とする。							
	⑧	CPPAや自家発電の利用計画	CPPAや自家発電による調達量が多いほど、高評価とする。							
	⑨	新設・再稼働電源の利用計画	新設・再稼働電源による調達量が多いほど、高評価とする。							
	⑩	【重要】 本補助金により投資した設備で利用する電源種の計画	本補助金の審査においては、電源の規模、安定性、建設費、地域偏在性、市場化の状況、産業競争力などを総合的に勘案し電源種により評価を分け、これらの観点と整合的な一定の電源種（洋上風力、原子力、地熱等）からの調達量が多いほど高評価とする。（既に市場化が進展しているシリコン太陽光等の電源種からの調達は、加点評価しないことを検討中。） なお、電力調達の計画について、確実性が高いと判断される場合は、高評価とすることも検討中。 <table><tr><td>高</td><td>洋上風力、原子力、地熱、太陽光（ペロブスカイト）</td></tr><tr><td>中</td><td>水力、陸上風力、バイオマス（専焼）、脱炭素火力（専焼）、CCS付火力</td></tr><tr><td>低</td><td>バイオマス及び火力（混焼）、燃料電池、</td></tr><tr><td>0</td><td>太陽光（その他）</td></tr></table>	高	洋上風力、原子力、地熱、太陽光（ペロブスカイト）	中	水力、陸上風力、バイオマス（専焼）、脱炭素火力（専焼）、CCS付火力	低	バイオマス及び火力（混焼）、燃料電池、	0
高	洋上風力、原子力、地熱、太陽光（ペロブスカイト）									
中	水力、陸上風力、バイオマス（専焼）、脱炭素火力（専焼）、CCS付火力									
低	バイオマス及び火力（混焼）、燃料電池、									
0	太陽光（その他）									

1. 本事業の概要

2. 補助対象事業の要件

I. 製造設備投資型

II. データセンター設備投資型

III. 参考資料

3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）

4. その他

補助金における一般的な内容に加えて、温室効果ガス排出削減のための取組を実施している必要がある。
(詳細については、現在検討中。)

- 令和9年度以降、GXフューチャー・コンソーシアムに入会し、自社としての排出目標及びコミットメントの報告を行うGXフューチャー・リーグ会員（GXフューチャー・リーグ会員規程第3条第1項に定める期限付のリーグ会員又は第4条第2条に定める期限の定めのないGXフューチャー・リーグ会員をいう。）となること。ただし、中堅企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができる。
- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。
 - 一 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - 二 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - 三 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - 四 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - 五 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - 六 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - 七 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - 八 （一）から（七）までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

○大企業：常時使用する従業員の数が2,000人超の事業者を指す

○みなし大企業：以下（ア）～（オ）のいずれかに該当する者。 ※本事業においては大企業として扱う。

（ア）発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人

（イ）発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人

（ウ）大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

（エ）発行済株式の総数又は出資金額の総額が（ア）～（ウ）に該当する法人の所有に属している法人

（オ）（ア）～（ウ）に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

○中堅企業：常時使用する従業員の数が2,000人以下であって中小企業を除く法人

○中小企業：「中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人以下の法人」。

事業要件と脱炭素要件（電力要件・立地要件）をすべて満たす必要がある。

補助対象事業の要件

事業要件

以下の**すべて**を満たす計画を有すること。

- ① 日本の計算資源分野の競争力強化に資する事業であること。なお、稼働開始から2年以内にPUE（電力使用効率）＝1.3以下を達成すること。2026年度以降、データセンター業に係る省エネ・非化石転換法の定期報告内容等を、毎年度、事業者のホームページ等で公表すること。
- ② 間接 補助事業の終了後も継続的かつ安定的に計算資源分野の競争力を維持できる計画を有すること。

要件の内容

以下の**すべて**を満たす計画を有すること。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。
ただし、既設電源を含む自家発電・CPPAにより電力要件②を充足する場合、または新設・再稼働・既設を問わず脱炭素電力メニュー含めて電力要件②を充足する場合、電源立地都道府県は脱炭素電力供給地域に限るため、留意すること。

脱炭素要件

電力要件

立地要件

以下を満たす計画を有すること。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、使用する脱炭素電源の立地都道府県であること。

事業実施場所において通年で使用する電力の全量を脱炭素電力とすること、及びその電力の50%以上を同一都道府県から調達することを要件とする。

電力要件

以下のすべてを満たす計画を有すること。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。ただし、既設電源を含む自家発電・CPPAにより電力要件②を充足する場合、または新設・再稼働・既設を問わず脱炭素電力メニュー含めて電力要件②を充足する場合、電源立地都道府県は脱炭素電力供給地域に限るため、留意すること。

注意事項

- 事業実施場所において想定する電力使用量については、その計算方法等について合理的説明ができることを前提とし、間接補助事業完了後3年間、事業実施場所における脱炭素電力の利用実績を確認する（4年目以降は国等から確認を行う予定）。この結果、外的要因などの特段の理由がなく、電力要件①、②及び立地要件①、②が未達の場合は、国等との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。
- 脱炭素電源として取扱う電源種については、参考資料「脱炭素電源と取り扱う電源種等」参照すること。
- 電力要件②については、電源との紐づき（自家発・CPPAのみで実現／脱炭素電力メニュー含めて実現）、電源の種類（新設・再稼働電源のみで実現／既設電源も含めて実現）を考慮し、支援強度（補助率と補助上限）を決定する。
※本事業においてはR8年度以降、かつ平成25年7月の新規制基準導入後、初めて営業運転開始する既設原子力発電を再稼働電源という。

電源の種類	- 新設・再稼働電源でない既設電源を使用する場合、使用する脱炭素電源の立地都道府県は脱炭素電力供給地域に限る。新設・再稼働電源に該当する電源種については、参考資料「脱炭素電源と取り扱う電源種等」（P23,24）を参照すること。 - また、脱炭素電力供給地域については、参考資料「脱炭素電力供給地域」（P25）を参照すること。
電源との紐づき	CPPAの場合、利用する電源の投資回収の予見性を高めることを目的として、利用する電源と一定期間以上の契約を行うことを求める。また、脱炭素小売メニューの場合も、脱炭素電力を一定期間以上調達することを求める。詳細は、参考資料「電源との契約期間」（P26）を参照すること。

設備投資を行う事業実施場所が、使用する脱炭素電源の立地都道府県であることを要件とする。

立地要件

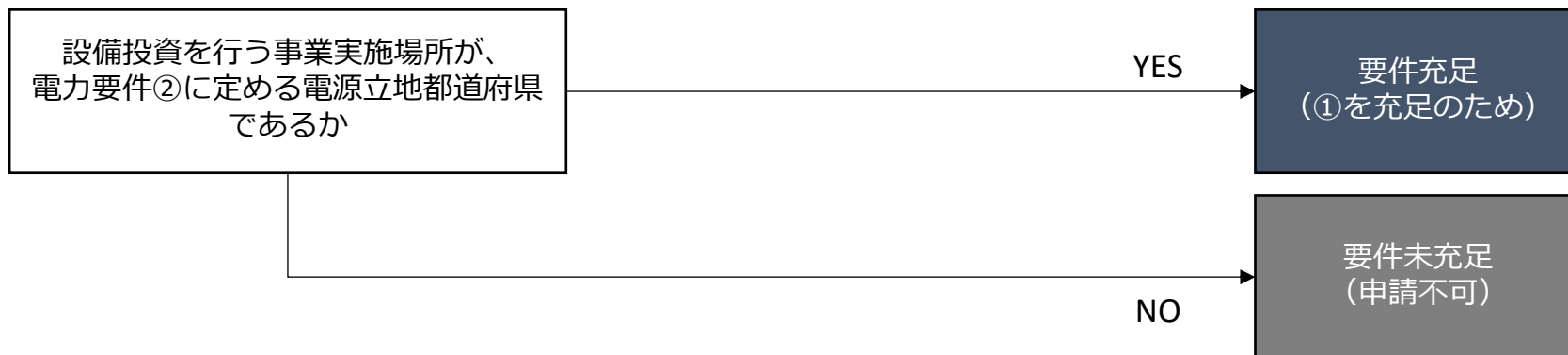
以下を満たす計画を有すること。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、使用する脱炭素電源の立地都道府県であること。

注意事項

- データセンター設備投資型においては、製造設備投資型において認められていた立地要件②（①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により使用する脱炭素電源の立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること。）は認められない。

立地要件充足の判断フロー



審査の考え方について

製造設備投資型

DC設備投資型

検討中

大分類	#	審査の観点	評価の考え方（例） ※現時点案							
間接補助事業の実施内容に関する審査	①	対象分野の成長性／重要性	- 間接補助事業について、成長性や技術・事業革新性が見込まれる場合、高評価とする。 - 間接補助事業が間接補助事業者の経営計画に、重要な位置づけである場合、高評価とする。 - 整備するデータセンターが、AI技術の開発・利活用に資するファシリティとなる計画である場合、高評価とする。							
	②	間接補助事業の競争力	- PUE1.3以下を満たし、さらなる効率改善や技術・事業の革新性が見込まれる場合、高評価とする。 - 国内におけるオフテイク確保の蓋然性が高いほど高評価とする。 - 情報処理サービスを長期的・安定的に提供できるような設備仕様・保守・運用体制である場合、高評価とする。 - サプライチェーンリスクへの対応が十分に講じられている場合、高評価とする。							
	③	公的支援の必要性	民間ビジネスではリスクが高く投資判断に踏み切れないなど、補助金による資金調達が必須であること。							
	④	排出削減への貢献	Scope2での削減（脱炭素電力の調達）に留まらず、更なる排出削減の実現が見込まれるか。							
	⑤	間接補助事業による経済効果	- 電源立地地域での雇用創出等の経済効果が期待される場合は、高評価とする。 - 国内のサプライチェーン強靱化への寄与が期待される場合は、高評価とする							
	⑥	【DC特有項目】 地域との共生	- 単なるデータセンターの設置・運用に留まらず、対話窓口の設置や、施設の設置・運用計画に関する地域への説明など、地域との継続的なコミュニケーション体制・計画を具体的に記載すること（JDCC（日本データセンター協会）が定める「地域共生ガイドライン」に準拠すること）。 - その上で、地域での具体的な実践活動やDC立地地域におけるデジタル技術の利活用促進を行っている場合、高評価とする。							
	⑦	補助事業の実現可能性	スケジュール、体制、財務面等を踏まえ、実現可能性が高いと判断される場合は、高評価とする。							
脱炭素電力の利用計画に関する審査	⑧	電源立地都道府県への貢献計画	- 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県である場合（立地要件①を満たす場合）、高評価とする。また、立地要件①を満たしたうえで、事業実施場所及び電源立地都道府県において、消費電力量に対する脱炭素電源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物、原子力）による発電電力量の割合が高いほど、高評価とする。 - 電源立地都道府県からの電力調達量が多いほど、高評価とする。							
	⑨	CPPAや自家発電の利用計画	CPPAや自家発電による調達量が多いほど、高評価とする。							
	⑩	新設・再稼働電源の利用計画	新設・再稼働電源による調達量が多いほど、高評価とする。							
	⑪	【重要】 本補助金により投資した設備で利用する電源種の計画	本補助金の審査においては、電源の規模、安定性、建設費、地域偏在性、市場化の状況、産業競争力などを総合的に勘案し電源種により評価を分け、これらの観点と整合的な一定の電源種（洋上風力、原子力、地熱等）からの調達量が多いほど高評価とする。（既に市場化が進展しているシリコン太陽光等の電源種からの調達は、加点点評価しないことを検討中。） なお、電力調達の計画について、確実性が高いと判断される場合は、高評価とすることも検討中。 <table><tr><td>高</td><td>洋上風力、原子力、地熱、太陽光（ペロブスカイト）</td></tr><tr><td>中</td><td>水力、陸上風力、バイオマス（専焼）、脱炭素火力（専焼）、CCS付火力</td></tr><tr><td>低</td><td>バイオマス及び火力（混焼）、燃料電池、</td></tr><tr><td>0</td><td>太陽光（その他）</td></tr></table>	高	洋上風力、原子力、地熱、太陽光（ペロブスカイト）	中	水力、陸上風力、バイオマス（専焼）、脱炭素火力（専焼）、CCS付火力	低	バイオマス及び火力（混焼）、燃料電池、	0
高	洋上風力、原子力、地熱、太陽光（ペロブスカイト）									
中	水力、陸上風力、バイオマス（専焼）、脱炭素火力（専焼）、CCS付火力									
低	バイオマス及び火力（混焼）、燃料電池、									
0	太陽光（その他）									

1. 本事業の概要

2. 補助対象事業の要件

I. 製造設備投資型

II. データセンター設備投資型

III. 参考資料

3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）

4. その他

脱炭素電源と取り扱う電源種等（1/2）

検討中

脱炭素電源と取り扱う電源種※1※12※13	そのうち新設・再稼働と取り扱う電源
a.太陽光発電※2	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源
b.風力発電	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源※14
c.水力発電	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源※15 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、大規模改修電源※16
d.地熱発電	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源※17
e.バイオマス発電（専焼）※3	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源をバイオマス専焼に改修する電源
f.バイオマス発電（混焼）※3※4※5	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源をバイオマス混焼に改修する電源
g.原子力発電	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源 - 公募開始年度以降に、2013年7月の新規制基準導入後、初めて再稼働(営業運転開始)する既設電源
h.火力発電（水素専焼）※6	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源を水素専焼に改修する電源
i.火力発電（水素混焼）※4※6※7	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源を水素混焼に改修する電源
j.火力発電（アンモニア専焼）※6	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源をアンモニア専焼に改修する電源
k.火力発電（アンモニア混焼）※4 ※6※8	- 公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始するリブレース電源 - 公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源をアンモニア混焼に改修する電源
l.CCS付火力発電※9※10	公募開始年度以降に営業運転開始する、既設の火力電源をCCS付に改修する電源
m.燃料電池※6※10※11	公募開始年度以降に営業運転開始する新設電源

脱炭素電源と取り扱う電源種等（2/2）

- ※1 再エネ発電設備に蓄電池が併設されている場合、系統から充当される電力量は脱炭素電力に含まれない。
- ※2 様式（1）において電源の設備容量を記載する際には、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
- ※3 メタン発酵ガス（バイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料、農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料、建設資材廃棄物及び一般廃棄物その他バイオマスを燃料とするものを指す。
- ※4 脱炭素電力として認められるのは、非化石燃料使用分に限る。
- ※5 バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。
- ※6 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第2条第1項にて規定される「低炭素水素等」に該当する水素、アンモニアを燃料とする場合に限る。
- ※7 高位発熱量ベースで水素を10%以上混焼させる場合に限る。
- ※8 高位発熱量ベースでアンモニアを20%以上混焼させる場合に限る。
- ※9 LNG（既設電源の改修の場合は石炭も対象とする）による発電端設備容量から発電した電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って定格出力時に発生する二酸化炭素の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する前提の回収率となる場合に限る。
- ※10 脱炭素電力として認められるのは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第1条において非化石電源に係る電気に相当すると規定される量とする。
- ※11 電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置を導入した電源、又は、純水素型（※6）の電源に限る。
- ※12 様式（1）4. 4における供給量の増加目標については、※1、※4及び※10の脱炭素電力として認められる割合のみを加算すること。
- ※13 P.23の表中で脱炭素電力とみなされる電気以外の調達分については、証書等を活用することで、需要家が実際に使用する電力量の全量を脱炭素電力とすること。ただし、活用可能な証書は、非化石証書、グリーン電力証書、再エネ電力由来クレジットに限る。（詳細はP.30参照）
- ※14 風力発電におけるリプレースの定義は、「固定価格買取制度におけるリプレースの認定の考え方について（風力、地熱、水力）（平成29年5月18日更新）」に準ずるものとする。
- ※15 水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの。
- ※16 オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの。
- ※17 地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものや地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの。

脱炭素電力供給地域

- 脱炭素電源を豊富に保有し、安定的に稼働させて大都市圏に貢献する地域への産業立地等により裨益を高めつつ、GX関連産業への電力供給を確保することが重要。こうした観点から、所定の要件を満たす「脱炭素電力供給地域」の電源を活用する事業者を支援対象とする。
- ただし、新設電源を活用する事業者に関しては、脱炭素電源の供給増に貢献するものとして、上記の地域に限らず支援対象とする。

指定方法

- 前々年度の電力調査統計（2024年度）のデータ※を活用し、補助事業の公募要領において対象都道府県を指定する。

※都道府県別の発電実績及び電力需要実績

- 一の都道府県内における脱炭素電力自給率
「脱炭素電気※¹の発電電力量(kWh)÷消費電力量」
が、全国中央値以上※²であること。

※¹ 脱炭素電気として、電力調査統計上の水力、原子力、風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物発電所の発電電力量をカウント。

※² 脱炭素電力自給率の高さに応じた補助案件採択審査上の加点も検討。

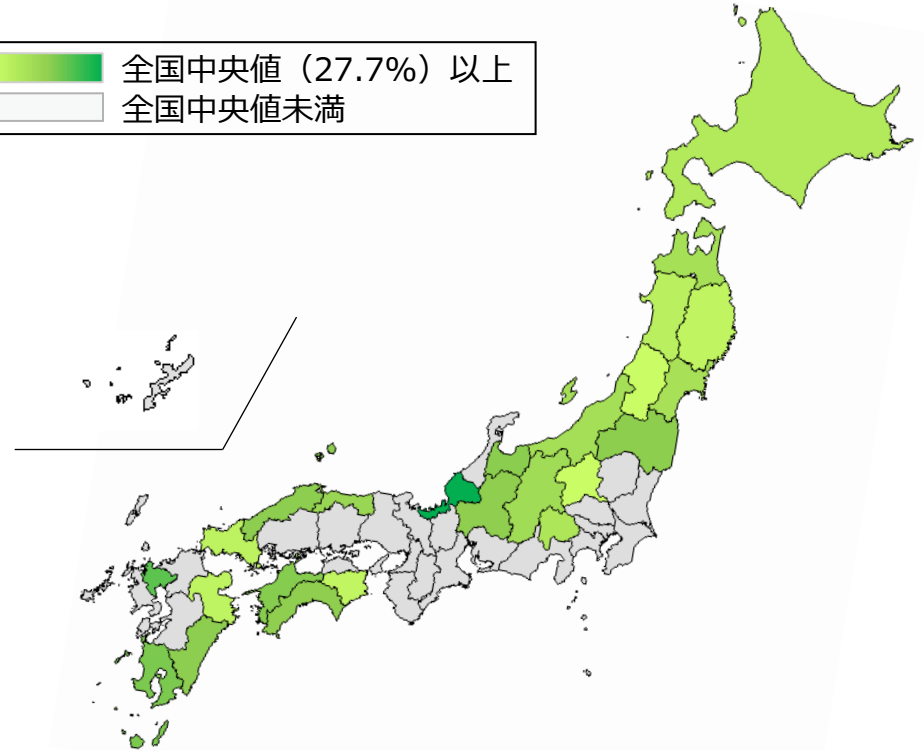
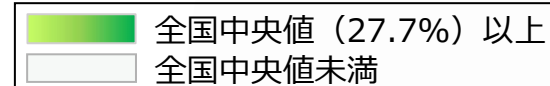
既設電源を活用する場合(No.2,3,5)、 補助案件の採択に当たって求める要件

- 企業立地又はふるさと納税等納付先の脱炭素電力供給地域において、温対法に基づく地方公共団体実行計画等の脱炭素電源の供給増に係る計画を策定し、それが履行される見込みがあること※。

※フォローアップすることを想定。

特段の理由なく計画に全く進展が見られない場合の措置は検討中。

脱炭素電力自給率（2024年度）



（注）各都道府県における2024年4月～2025年3月の消費電力量に対する脱炭素電源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物、原子力）による発電電力量の割合。緑色が濃い地域ほど自給率が高い。

（出所）電力調査統計（都道府県別発電実績及び都道府県別電力需要実績、2025年12月23日時点）に基づき資源エネルギー庁作成

電源の契約期間

製造設備投資型

DC設備投資型

検討中

利用する電源の投資回収の予見性を高めることを目的として、電源と一定期間以上の契約を行うことを求める。
ただし、外的要因等によりこれが困難であると認められる場合は例外を認める可能性がある。

電力の調達方法	パターン	電源の種類	契約期間	補足
CPPA	(原則)	新設・リプレース電源	15年以上	新設電源については、電源の長期にわたる事業継続を前提とすることができるため、長期にわたる契約を求める。
		既設電源	10年以上	既設電源については、以下の理由から新設電源よりも短い契約期間を許容する。 - 既設電源は、初期投資が既に回収段階に入っていることから、投資回収の不確実性が新設電源に比べて小さいこと。 - 既設電源は、設備の残存耐用年数や更新時期が個別に異なり、長期固定契約による拘束が事業運営の柔軟性を損なう可能性があること。 - 将来的な制度変更や市場環境の変化に対応する余地を確保する必要があること。
	電源・事業の特性に照らし合理的と認められる場合	新設・リプレース電源	10年以上	間接補助事業者が調達する電源の特性や実施する間接補助事業の特性に照らし、原則に定める契約期間を求めることが困難と認められる場合に限り、相対的に短い契約期間を許容する。
		既設電源	5年以上	
	利用する電源が原子力発電の場合	新設・リプレース電源	5年以上	既設電源について、相対的に短い契約期間を許容する理由（上記）に加え、原子力発電の場合は以下の特有の事情を考慮し、相対的に短い契約期間を許容する。 - 規制審査等により、運転開始時期や稼働率に不確実性が内在すること。 - 長期停止後の再稼働に伴う段階的な運転・点検計画など、運転実態に応じて契約の見直しや調整ができる余地が必要であること。 - 安全対策投資や追加投資の内容・タイミングが流動的であり、長期固定の契約期間がかえって投資判断を阻害する可能性があること。
		再稼働電源		
		既設電源		
脱炭素電力メニュー	(原則)	—	8年以上	- 脱炭素電力要件を8年以上継続することを求めるものであり、小売電気事業者のスイッチングや同一事業者との単年度契約の延長等、手法は問わない。 - なお、小売事業者が脱炭素電力メニューとして販売する電力メニュー以外の電力メニューを利用し、需要家にてオフセットする場合も同様。

1. 本事業の概要
2. 補助対象事業の要件
- 3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）**
4. その他

建物等取得費、設備費、システム整備費を対象経費とする想定。詳細は現在検討中。

補助対象経費の区分	概要
建物等取得費	間接補助事業の実施に必要な建物の新設、建て替え、リフォーム等に係る費用（設計費含む）
設備費	① 間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費（設計費含む） ② 上記①又は建物等取得に併せて実施する附帯工事費
システム整備費	• 間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費（設計費含む） • 補助対象経費で取得する設備機械装置の稼働のため直接的に必要なとなるソフトウェアを指す

なお、以下の①、②、③の条件を全て満たす経費である必要がある。

- ① 間接補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降、間接補助事業期間内に発注（契約）を行い支払った経費
- ③ 間接補助事業完了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い実績等が確認できる経費

補助対象経費（DC設備投資型）

製造設備投資型

DC設備投資型

検討中

DC設備投資型については、下記の設備を対象経費とする想定。詳細は現在検討中。

大項目	小項目	内容
建物等取得費	建物	データセンターの建物躯体（建物として必要な床・壁・天井、建物基礎を含む。）のほか、建物内の設備等。施設内にサーバ等を設置するために必要な電源設備、空調等サーバ冷却設備、耐震/制震/免震設備、消火/消防設備及びセキュリティ設備等を含み、その工事に関する設備や配線、収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。
	外構施設	建物を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装等
	付帯工事費	上記の建設に係る調査設計費、施工・構築費・諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
設備費	受電設備	建物等において、外部からの電力を各機器へ安定供給するための設備（受電盤、分電盤等）。
	送電専用線	DC構内で受電設備から各施設までの間等において電力を伝送するための線路及び附帯設備。
	伝送用専用線	DC構内の各施設間等において各種データや情報等を伝送するための線路及び附帯設備。
	送受信機	通信線を通じてデータや情報等を伝送するための装置（ルーター、L2/L3 スイッチ、POE スイッチングハブ等のネットワーク機器）。
	ケーブル	建物内等において整備する送受信装置等の各種データや情報等を伝送するために必要なケーブル（LAN ケーブル、構内光ケーブル等）、配管、ケーブルラック等
	電源設備 （予備電源設備を含む）	建物等において、停電や緊急時に各機器への電源を安定供給するための設備。（設置に係る各種部材等を含む。） （例）予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、電源ケーブル ※非常用電源（蓄電池・UPS）については、各事業目的に必要な時間の対応となっており、必要最低限の時間とすること また、特殊事情がない限り、最大 72 時間を超えないこと。
	監視・制御・測定装置	通信を安定して行うために設備を管理及び測定する装置（設置に係る各種部材等を含む。） （例）遠隔制御装置、高機能制御監視受信機、ステータスマニター、ネットワーク監視装置、測定装置、システム監視装置
	その他事業を実施するために必要な施設・設備等	電柱、接地線、屋外照明施設、マンホール、空調設備、監視設備、航空標識灯設備、消火設備、水道施設、貯水タンク、ろか器、洗面・手洗施設、仮眠施設、モニターテレビ、修理工具、混信対策防止装置、ゴーストキャンセラー、中継用固定無線装置、地下埋設設備、構内柱、その他事業を実施するために必要となる施設・設備等
	付帯工事費	上記の設置に係る調査設計費、施工・構築費・諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
システム整備費*1	サーバ類 （DC設備用のみ）	データセンターに設置される SaaS、PaaS、IaaS 等のクラウドサービスや電気通信サービスの提供その他オンラインサービスの提供に必要なサーバ等。（記憶装置を含み、設置に係る各種部材等を含む。）ただし、一部高性能なサーバ類*2を除く。

*1 電源地域へのDC誘致を促し、長期間にわたって電源地域で安定的な稼動を促すため、比較的耐用年数が短いシステム整備費の補助対象経費の金額については何らかの制限を設けることを想定。

*2 具体的な水準については、現在検討中。

支援強度（補助率・補助上限額）

製造設備投資型

DC設備投資型

検討中

企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類によって、支援強度（補助率・補助上限額）を決定する。

No	企業の立地場所	電源との紐づき	電源の種類	補助率		補助金額の 上限
				製造設備 投資型	DC設備 投資型	
1	需要電力の50%以上を調達する 都道府県に企業が立地	需要電力の50%以上を自家発電・ CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50% 以上を同一都道府県から調達	50% (33%)	50% (33%)	250億円
2	需要電力の50%以上を調達する 都道府県に企業が立地	需要電力の50%以上を自家発電・ CPPAのみで、同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて 需要電力の50%以上を同一都道府県 （脱炭素電力供給地域に限る）から調達	40% (25%)	40% (25%)	250億円
3	需要電力の50%以上を調達する 都道府県に企業が立地	脱炭素電力メニュー含めて、需要電力 の50%以上を同一都道府県から調達	新設・再稼働・既設を問わず 需要電力の50%以上を同一都道府県 （脱炭素電力供給地域に限る）から調達	40% (25%)	30% (20%)	100億円
4	企業版ふるさと納税や地域共生基金等に より需要電力の50%以上を調達する都 道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%以上を CPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働電源のみで需要電力の50% 以上を同一都道府県から調達	40% (25%)	対象外	50億円
5	企業版ふるさと納税や地域共生基金等に より需要電力の50%以上を調達する都 道府県に対して地域貢献を実施	需要電力の50%以上を CPPAのみで同一都道府県から調達	新設・再稼働に加えて、既設電源も含めて 需要電力の50%以上を同一都道府県 （脱炭素電力供給地域に限る）から調達	30% (20%)	対象外	50億円

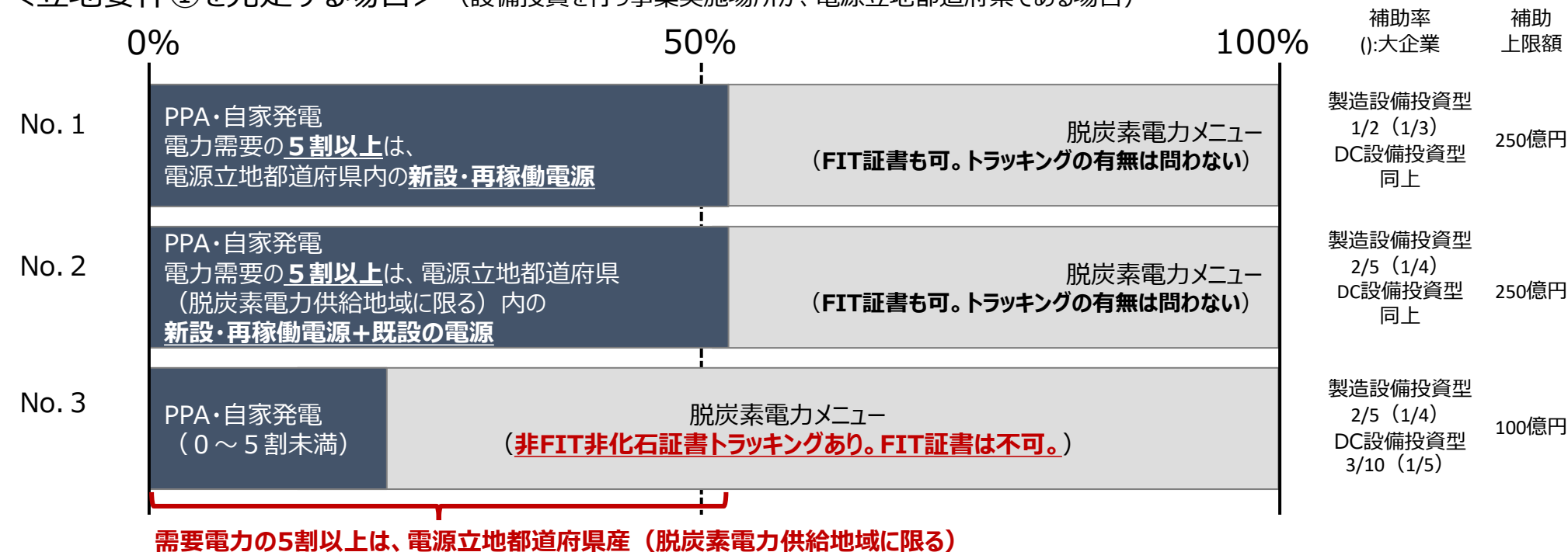
【補足】支援強度と電力契約の組み合わせ例

製造設備投資型

DC設備投資型

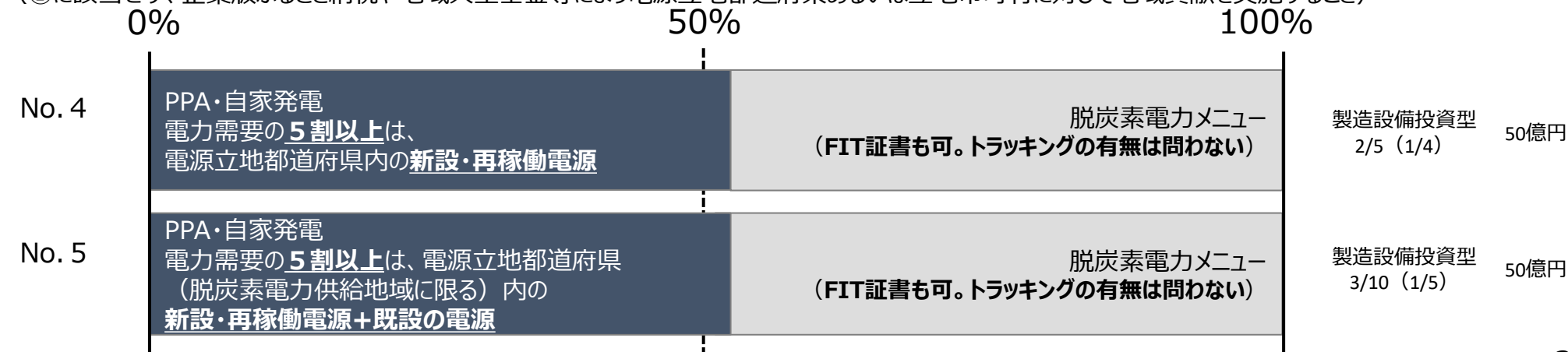
検討中

＜立地要件①を充足する場合＞（設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県である場合）



＜立地要件②を充足する場合＞ ※製造設備投資型のみ対象

（①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により電源立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること）



【補足】脱炭素要件について、補助対象外となるケース

製造設備投資型
DC設備投資型

検討中

以下のA～Cのいずれかに該当する場合、本事業の補助対象外となる。

補助対象外となるケース

左記が生じうる補助対象事業

A

電源立地都道府県が脱炭素電力供給地域以外であり、
新設・再稼働電源のみでは電力要件②を満たさない場合

- I. 製造設備投資型
- II. データセンター設備投資型

B

立地要件②を満たし、
自家発電・CPPAのみでは電力要件②を満たさない場合

- I. 製造設備投資型

C

立地要件①を満たし、脱炭素電力メニュー含めて電力要件②を
満たす計画であるが、利用する脱炭素電力メニューが非FIT非
化石証書トラッキングあり以外の場合

- I. 製造設備投資型

（電力要件）以下のすべてを満たすこと。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。

なお、製造設備投資型の場合に限り、立地要件②の通り、電源立地都道府県は間接補助事業の事業実施場所が立地する都道府県である必要はない

（立地要件）以下のいずれかを満たすこと。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。
- ② ①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により電源立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること。 ※製造設備投資型のみ

【参考】電力要件・立地要件の組合せと支援強度

製造設備投資型
DC設備投資型

検討中

#	電源立地都道府県及び電源立地都道府県への貢献方法			電源の種類 (新設・再稼働／既設)	電源との紐つき (契約方法)	支援強度	
	同一都道府県からの 電力調達状況	電源立地都道府県	企業の立地場所			製造設備投資	DC設備投資
1	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件①を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	No1	No1
2	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件①を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	No3	No3
3	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件①を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	No2	No2
4	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件①を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	No3	No3
5	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件②を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	No4	対象外
6	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件②を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	対象外	対象外
7	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件②を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	No5	対象外
8	電力要件②を充足	脱炭素電力供給地域に該当	立地要件②を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	対象外	対象外
9	電力要件②を充足	非該当	立地要件①を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	No1	No1
10	電力要件②を充足	非該当	立地要件①を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	対象外	対象外
11	電力要件②を充足	非該当	立地要件①を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	対象外	対象外
12	電力要件②を充足	非該当	立地要件①を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	対象外	対象外
13	電力要件②を充足	非該当	立地要件②を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	No4	対象外
14	電力要件②を充足	非該当	立地要件②を充足	新設・再稼働電源のみで電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	対象外	対象外
15	電力要件②を充足	非該当	立地要件②を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	自家発・CPPAのみで電力要件②を充足	対象外	対象外
16	電力要件②を充足	非該当	立地要件②を充足	既設電源含めて電力要件②を充足	脱炭素電力メニュー含めて需要要件②を充足	対象外	対象外
17	電力要件②を未充足	—	—	—	—	対象外	対象外

(電力要件) 以下のすべてを満たすこと。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。

なお、製造設備投資型の場合に限り、立地要件②の通り、電源立地都道府県は間接補助事業の事業実施場所が立地する都道府県である必要はない

(立地要件) 以下のいずれかを満たすこと。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。
- ② ①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により電源立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること。 ※製造設備投資型のみ

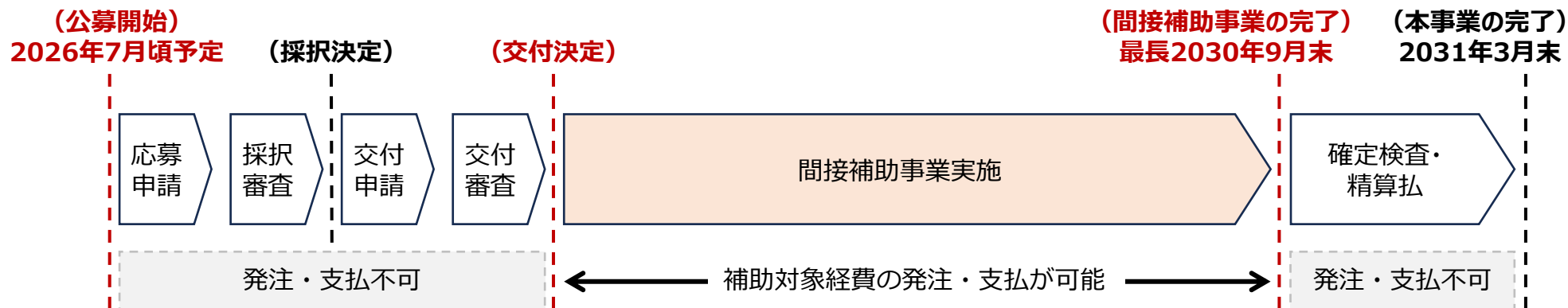
1. 本事業の概要
2. 補助対象事業の要件
3. 支援強度（補助率、補助金額の上限）
- 4. その他**

本事業のスケジュール

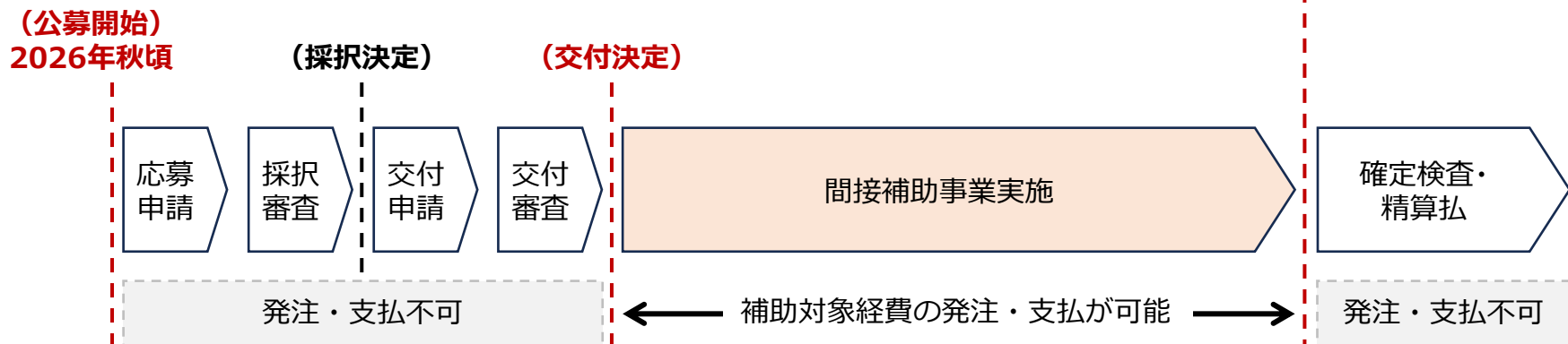
検討中

間接補助事業期間は、交付決定後～2030年9月末。その後、2031年3月までに、確定検査と精算払を実施。計2回の公募を予定しており、一次公募は2026年7月頃、二次公募は同年秋頃を予定している。

一次公募



二次公募



申請主体は需要家企業となる。（発電事業者や自治体とのコンソーシアム申請ではない。）
ただし、自治体と連携の上、自治体が自治体が所定の対応を実施したことを示す書類の提出が必要。

申請主体	● 脱炭素電力の需要家となる事業者単独での申請を原則とするが、事業者単独では補助対象事業を実施する計画が成立しない場合は、複数事業者での共同申請（リース会社との共同申請、法人格を有するジョイントベンチャー形式、コンソーシアム形式等）を認める。 ● 共同申請を行う場合は幹事会社を決定する必要がある。 幹事会社は、申請及び事業実施に関して共同実施者の管理義務を負う。
申請単位	本事業では、原則、事業所単位で申請をすること。 ただし、補助対象事業を複数の事業所で一体的に行う計画の場合は、これを1つの申請単位とすること。
その他	補助金の申請にあたっては、補助金申請に係る一般的な留意事項のほか、以下の点に留意すること。 詳細は「補助金の申請 コミットメントの提出、フォローアップへの対応」（P37）、 「補助金の申請 コミットメントの提出 【補足】電源規律の確保について」（P38,39,40）を確認すること。 ● 自治体と連携の上、自治体が所定の対応を実施したことを示す書類の提出（コミットメントの提出）を行う必要がある。 ● 本事業では、間接補助事業の実効性を担保する観点から、間接補助事業の事業期間及び報告期間（間接補助事業の終了後令和15年度まで）にわたって、経済産業省または事務局が適宜、事業計画の履行状況等を確認する。

補助金の申請 | コミットメントの提出、フォローアップへの対応

	コミットメントの提出	フォローアップへの対応
実施時期	- 応募申請時 - 交付申請時	- 間接補助事業実施中 - 報告期間中（間接補助事業が完了した日の属する国の会計年度の終了後3年間）※報告期間終了後の4年目以降は国等から確認を行う予定
自治体	以下のA～Cのすべてについて、実施すること。 A) 電源規律の確保： 脱炭素電力メニューも含め、間接補助事業者となる需要家が活用している電源について、関係法令を遵守しているか等を確認すること。詳細は「コミットメントの提出 【補足】電源規律の確保」（P38,39,40）を参照すること。 B) 脱炭素電力供給増へのコミット：【No2,3,5の場合のみ】 脱炭素電源の供給増について、具体的な数値目標と目標達成のための行動を掲げている計画（具体的には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が策定している「地方公共団体実行計画（区域施策編）」又はそれに類する計画を想定している。）を定めること。ただし、新設電源を活用するNo.1,4については、当該新設電源の稼働に当たって都道府県が一定のコミットをしていると考えられるため、供給増の計画の提出は求めないこととする。 C) 需要家による地域貢献：【No4,5の場合のみ】 目安貢献額を基に、電源立地都道府県への貢献方法を間接補助事業者となる需要家と調整のうえ、合意すること。	左記の「B）脱炭素電力供給増へのコミット」において定めた計画について、毎年度、自治体が実際に実施した取組を、今後提示される様式に沿って取りまとめること。 ※間接補助事業者を通じて、経済産業省及び事務局に提出いただくことを検討中。 （注意事項） <u>自治体の計画に、特段の理由なく全く進展が見られない場合には、以降の間接補助事業等の採択において評価に反映することを検討中。</u>
間接補助事業者	以下のすべてについて、実施すること。 - 自治体の関係部局に対して上記を依頼すること。また、自治体が上記対応を速やかに実施できるよう、適切なコミュニケーションを実施するよう努めること。 - 自治体の実施するA～Cについて、実施済であることを示す書類を事務局に提出すること。	以下のA～Cのすべてについて、毎年度報告を行うこと。 A) 設備投資を行う一の事業場所における脱炭素電力の活用状況（自家発電の稼働状況、CPPAの履行状況を含む。） B) 設備投資が行われた脱炭素電力供給地域における、脱炭素電力供給増のための計画の履行状況（自治体で作成した様式を自治体から取得し、提出いただくことを検討中。） C) 間接補助事業者の採択時のコミットメント（遠隔地支援枠における脱炭素電源の立地地域への貢献の実施状況等） （注意事項） - 経済産業省または事務局が必要と認める場合には、間接補助事業者から経済産業省または事務局への追加の説明やプレゼンテーションを求める可能性がある。 <u>外的要因などの特段の理由がなく、電力要件①、②及び立地要件①、②が未達の場合は、国等との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。</u>

（電力要件）以下のすべてを満たすこと。

- ① 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電源として取り扱う電源種由来の電力（「脱炭素電力」と定義する。）とすること。
- ② 間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%以上を同一都道府県（「電源立地都道府県」と定義する。）から調達すること。

なお、製造設備投資型の場合に限り、立地要件②の通り、電源立地都道府県は間接補助事業の事業実施場所が立地する都道府県である必要はない

（立地要件）以下のいずれかを満たすこと。

- ① 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県であること。
- ② ①に該当せず、企業版ふるさと納税や地域共生基金等により電源立地都道府県あるいは立地市町村に対して地域貢献を実施すること。

※製造設備投資型のみ

自治体が実施する「A）電源規律の確保」について、
間接補助事業者が利用する電源により、実施する対応が異なるため留意すること。

コミットメントの提出		間接補助事業者が利用する電源	自治体が実施する対応
実施時期	- 応募申請時 - 交付申請時	FIT/FIP認定取得済みの場合	追加の確認は不要
自治体	以下のA～Cのすべてについて、実施すること。		
	A) 電源規律の確保： 脱炭素電力メニューも含め、間接補助事業者となる需要家が活用している電源について、関係法令を遵守しているか等を確認すること。詳細は「コミットメントの提出 【補足】電源規律の確保」（P38,39,40）を参照すること。		
	B) 脱炭素電力供給増へのコミット： 脱炭素電源の供給増について、具体の数値目標と目標達成のための行動を掲げている計画（具体的には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が策定している「地方公共団体実行計画（区域施策編）」又はそれに類する計画を想定している。）を定めること。ただし、新設電源を活用するNo.1,4については、当該新設電源の稼働に当たって都道府県が一定のコミットをしていると考えられるため、供給増の計画の提出は求めないこととする。	FIT/FIP認定の取得予定がある場合	認定取得に向けて、必要な指導及び確認を行うこと。
間接補助事業者	C) 需要家による地域貢献： 目安貢献額を基に、電源立地都道府県への貢献方法を間接補助事業者となる需要家と調整のうえ、合意すること。	FIT/FIP認定の取得予定がない場合	P39,40に記載の対応を実施すること。
	以下のすべてについて、実施すること。		
	- 自治体の関係部局に対して上記を依頼すること。また、自治体が上記対応を速やかに実施できるよう、適切なコミュニケーションを実施するよう努めること。 - 自治体が発行するA～Cについて、実施済であることを示す書類を事務局に提出すること。	FIT/FIP制度上の「再生可能エネルギー発電設備」に該当しない場合	関係法令を遵守し当該電源の開発及び運転が行われるよう、地方公共団体において必要な指導及び確認を行うこと。

FIT/FIP認定の取得予定がない場合は、以下を実施すること。

※公募開始日以降に、法令等の改正により事業規律が見直された場合には、その時点における最新の事業規律を遵守すること。

太陽光発電

- ① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFIT/FIPの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のA）～L）をすべて遵守していることを確認すること。
 - A) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - B) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - C) 防災、環境保全、景観保全を考慮し当該発電設備の設計を行うよう努めること。
 - D) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は電気事業法施行規則第3条第2項を参照のこと。
 - E) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（発電事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日）を掲示すること。
 - F) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - G) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - H) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - I) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - J) 当該発電設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - K) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、当該発電設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - L) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。

FIT/FIP認定の取得予定がない場合は、以下を実施すること。

風力発電	① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。
地熱発電	① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。 ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。
水力発電	① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。 ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。
バイオマス発電	① 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。 ② 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づき、説明会等を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本制度への申請、選定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料について、同ガイドラインの付録様式を用いて発電事業者から提出を受け、確認を行うこと。

改訂履歴

Ver	リリース日	主たる改訂内容
1.0	2026/5/25	－（初稿）
1.1	2026/5/26	• P32について、#10の支援強度を正しく修正（誤：No3 ⇒ 正：対象外） • その他、細部を修正
1.2	2026/6/22	• P15,21について、「審査の考え方」を更新 • P29について、「補助対象経費（DC設備投資型）」を追加 • その他、細部を修正

EOF